

令和2年11月6日

揖東中学校保護者 様

タブレット端末の貸与にかかわるお願い

大野町教育委員会
大野町立揖東中学校

大野町では、小中学校全ての児童生徒に一人一端末(タブレット)を貸与する計画を進めています。これは、国のGIGAスクール構想に沿った事業であり、個に応じた学習指導の充実や非常時のオンライン授業を可能とすることを目的としています。

11月13日(金)に、その第一段階として、揖東中学校ではタブレット端末の貸与式を行います。その後、順次、授業の中で活用していき、さらに大野町では、積極的に各家庭に持ち帰ることができるようにして、学びの場を広げていきたいと考えています。

つきましては、貸与にかかわって、保護者の皆様に、以下の点についてご理解とご対応をお願いいたします。

1. タブレット端末について

○貸与されるタブレット端末については、児童生徒に貸与したものとして、小学生なら6年間、中学生なら3年間、継続して使用していただきます。(端末の更新は除く。)「タブレット活用のルール」を守り、大切に扱っていただくようお願いいたします。

2. 故障等への対応について

○破損させた場合について
原則として、保護者の責任において修繕等を行っていただきます。

○バッテリーの寿命や不可抗力による故障の場合について
町で補修します。

※「PTA24」などの保険には、「学校からの借用物に対する賠償責任」に対する保障があります。その他各種保険にも日常生活における賠償特約等があります。お子様の保障等について、これを機に一度お確かめいただくことをおすすめします。各学校に「PTA24」のリーフレットが配付してあります。興味がある方は各学校の担任にご連絡ください。

3. 各家庭の通信環境の整備

○各家庭におけるインターネット通信環境の整備について
通信環境が未整備のご家庭を対象として、新規に通信環境を導入される場合に限り、導入1家庭1万円を上限として、導入補助金を支給します。この場合、申請時に新規契約書等により確認させていただきます。なお、手続きの方法については後日、別途案内させていただきます。

○12月には、オンライン朝の会の実施を計画しておりますので、各家庭におけるインターネット通信環境の整備についてご協力をお願いいたします。

※各家庭への持ち帰りについては、後日配付します本校の生徒会作成の「タブレット活用のルール」についてもご一読いただきますようお願いいたします。